人権相談及び申立ての流れ

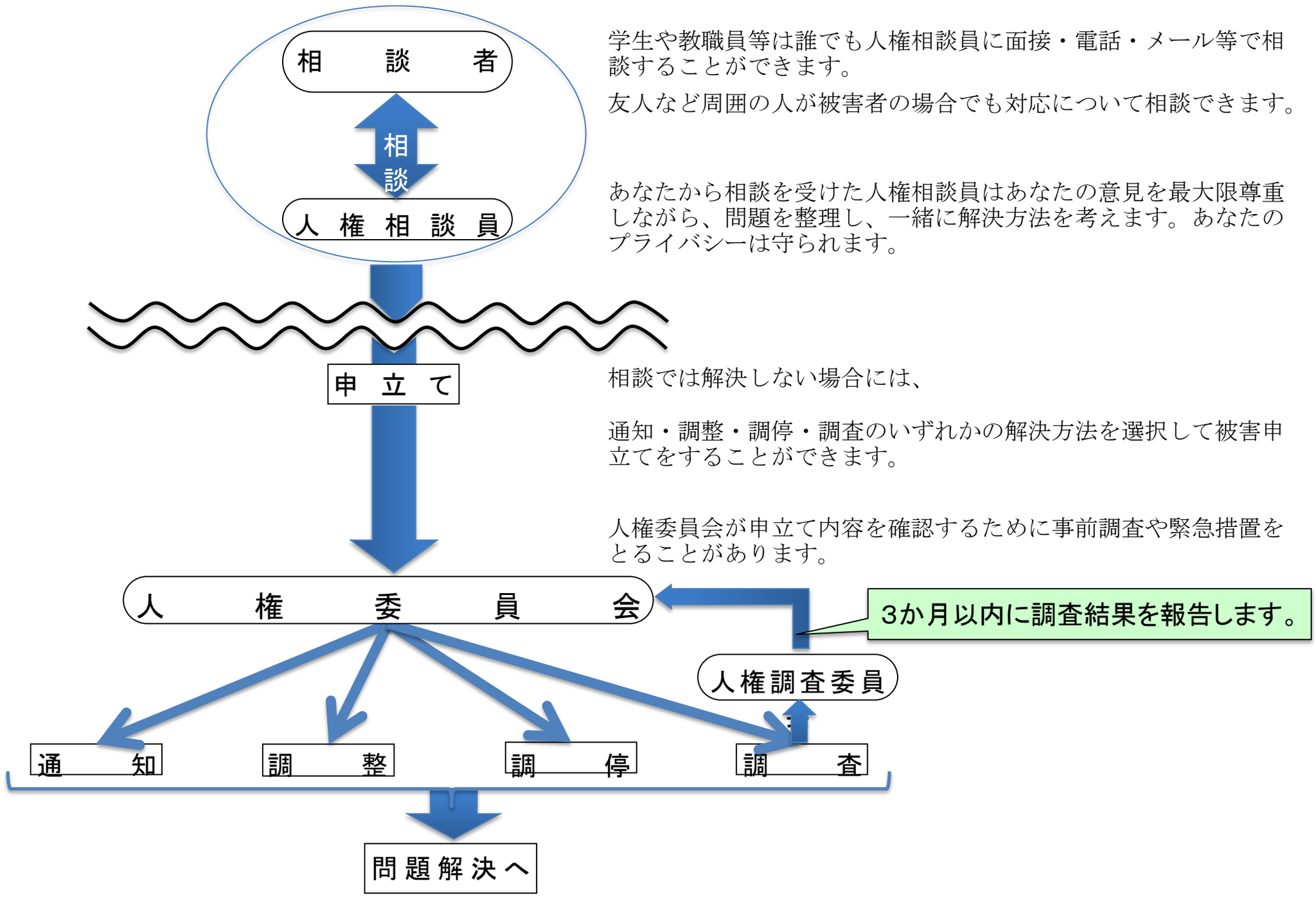

学生や教職員等は誰でも人権相談員に面接・電話・メール等で相談することができます。

友人など周囲の人が被害者の場合でも対応について相談できます。

あなたから相談を受けた人権相談員はあなたの意見を最大限尊重しながら、問題を整理し、一緒に解決方法を考えます。あなたのプライバシーは守られます。

相談では解決しない場合には、

通知・調整・調停・調査のいずれかの解決方法を選択して被害申立てをすることができます。

人権委員会が申立て内容を確認するために事前調査や緊急措置をとることがあります。

通知　通知担当人権委員が相手方へ被害申立てがあったことを通知して注意喚起をします。匿名での通知も可能です。

調整　調整担当人権委員が当事者その他関係者から事情を聴取し、関係部局の長などの協力の下で柔軟・迅速な問題解決のための措置・配慮を行います。

調停　調停委員が当事者その他関係者から事情を聴取して話し合い解決のために調停をして合意をめざします。

調査　被害回復のために人権侵害事実を調査し、調査事実に基づいて大学が必要な措置をとることを目的とするものです。